

# 京丹後市と大塚製薬株式会社との 「健康増進等に関する包括連携協定」を締結

令和4年7月8日  
京丹後市役所

この度、大塚製薬株式会社と京丹後市との間で「健康増進等に関する包括連携協定」を締結する運びとなりました。

つきまして、下記のとおり協定締結式を開催いたしますのでお知らせいたします。

本協定は、包括的な連携のもと、市民の健康寿命の延伸を目指し、健康増進、スポーツ、産業、教育などの分野において相互に連携・協力し、地域の活性化、市民サービスの向上を図ることを目的としています。

## 記

### 【協定締結式概要】

(1) 日時 令和4年7月13日(水) 午後1時30分～2時

(2) 会場 京丹後市役所峰山庁舎 2階 201・202 会議室

(3) 協定締結者(出席者)

|          |       |         |
|----------|-------|---------|
| 大塚製薬株式会社 | 京都支店長 | 塩田 祐哉 様 |
| 京丹後市     | 市長    | 中山 泰    |

(4) 内容

- ・出席者紹介
- ・協定の概要説明
- ・協定締結(署名・交換)
- ・中山市長挨拶
- ・大塚製薬株式会社挨拶

※閉式後、記者会見を予定しております。

(お問合せ先)

京丹後市健康長寿福祉部健康推進課 金木・丸山  
TEL : 0772 - 69 - 0350 FAX : 0772 - 62 - 1156

# 協定概要

## 京丹後市と大塚製薬株式会社との健康増進等に関する包括連携協定書

### 1 目的

本市と大塚製薬株式会社が相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することによって、市民の健康増進及び市民サービスの向上を図ることを目的としています。

### 2 連携事項

- (1) 健康増進及び健康長寿の取り組みの推進に関すること
- (2) スポーツ・運動を通じた健康づくりの推進に関すること
- (3) 青少年のからだところに関する健康づくりの推進に関すること
- (4) 熱中症予防対策の推進に関すること
- (5) ウェルビーイングなまちづくりに向けた取り組みに関すること
- (6) その他、地域の活性化に向けた取り組みに関すること

### 3 主な事業内容（案）

- (1) 健康増進及び健康長寿に関する取り組み
  - ・健康づくり講演会や健康講座の開催協力（講師派遣や教材提供）
  - ・健康づくりやフレイル予防に関する啓発チラシ等の配布
  - ・地域包括支援センターへの情報提供など
- (2) スポーツ・運動を通じた健康づくりに関する取り組み
  - ・スポーツイベントや健康づくりイベントへの協力・協賛など
- (3) 青少年のからだところに関する健康づくりの取り組み
  - ・こどものからだところの健康に関する情報提供、チラシ配布
  - ・食育アプリ「スケッチクック」、まんがヘルシー文庫の活用
  - ・アクティブラーニング支援など
- (4) 熱中症予防対策に関する取り組み
  - ・熱中症対策アドバイザー講座の実施
  - ・熱中症予防啓発ちらしや、啓発グッズの配布など
- (5) ウェルビーイングなまちづくりに向けた取り組み
  - ・健康経営の取り組みへの支援
  - ・企業へのヘルスアップセミナーの実施
  - ・健康経営実践セミナーへの講師派遣
  - ・“健康社長”コミュニティサイトの活用による経営実践サポートなど
- (6) その他地域活性に向けた取り組み
  - ・災害時における食料や飲料品の提供など

## 京丹後市と大塚製薬株式会社との健康増進等に関する包括連携協定書（案）

京丹後市(以下「甲」という。)と大塚製薬株式会社(京都支店取扱い：以下「乙」という。)は、次のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することによって、市民の健康増進及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 健康増進及び健康長寿の取組みの推進に関すること。
- (2) スポーツ・運動を通じた健康づくりの推進に関すること。
- (3) 青少年のからだところに関する健康づくりの推進に関すること。
- (4) 熱中症予防対策の推進に関すること。
- (5) ウェルビーイングなまちづくりに向けた取組みに関すること。
- (6) その他、地域の活性化に向けた取組みに関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、その具体的な取組みについては、甲乙合意の上、決定する。

### (守秘義務)

第3条 甲及び乙は、本協定に規定する取組みの検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示・漏えいしてはならず、本協定に基づく取組み以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

### (協定内容の変更及び解除)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

### (有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、有効期間は延長されるものとし、その後も同様とする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が本条第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和4年7月13日

甲 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地  
京丹後市長

乙 京都府京都市下京区仏光寺通烏丸東入上柳町310番地  
大塚製薬株式会社  
京都支店 支店長